

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、児童扶養手当関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童扶養手当関係事務			
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の認定請求の受理、審査、審査結果の通知 ②児童扶養手当の手当額改定請求の受理、審査、審査結果の通知 ③児童扶養手当の未支払の手当請求の受理、審査、審査結果の通知 ④児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果の通知 ⑤子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインで書類の受入及び通知 なお、上記の事務(手当支給に係る公金受取口座情報照会・取得を含む。)に関して、番号法に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。			
③システムの名称	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理、申請管理システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
児童扶養手当支給情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表56の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条及び第157条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第83条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	山口市こども未来部こども未来課			
②所属長の役職名	こども未来課長			
6. 他の評価実施機関				
—				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	山口市こども未来部こども未来課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2797			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 (略) ④児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果の通知 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 (略) ④児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果の通知 ⑤子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインで書類の受入及び通知 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	
平成29年10月31日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③システムの名称	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年10月31日	I 関連情報_3. 個人番号の利用_法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	
平成29年10月31日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二57の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二13、16、26、64、65、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3、12、19、35、36、44、59の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_①部署	山口市健康福祉部こども家庭課	山口市こども未来部こども未来課	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	課長 今井 宏二	こども未来課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ_連絡先	山口市健康福祉部こども家庭課(略)	山口市こども未来部こども未来課(略)	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③システムの名称	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	保健福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二13、16、26、64、65、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3、12、19、35、36、44、59の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二13、16、26、64、65、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3、12、19、35、36、44、59の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月31日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 (略) なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 (略) なお、上記の事務(手当支給に係る公金受取口座情報照会・取得を含む。)に関して、番号法に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	
令和6年8月30日	I 関連情報_3. 個人番号の利用_法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	番号法第9条第1項及び別表56の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事前	
令和6年8月30日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二13、16、26、64、65、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3、12、19、35、36、44、59の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条及び第157条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第83条	事前	
令和6年8月30日	II しきい値判断_1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事前	
令和6年8月30日	II しきい値判断_2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事前	